

マネパカード会員規約（改訂日：令和元年9月7日改訂）

新旧対照表

（下線部分改正）

| 改訂前 | 改訂後 |
|--|---|
| <p>第1条（定義） <新設></p> | <p>第1条（定義） <u>◎ご家族入金サービス</u> <u>会員専用サイトにて両親を振込人として登録することにより、登録した振込人名義での入金を受け付けるサービス。</u> <u>◎非居住者</u> <u>日本国内に住民票を有さない個人。</u></p> |
| <p>第4条（入会申込・審査） (1) 入会申込人は、入会ページまたは申込書において、当規約等に同意の上、入会申込人の氏名・住所・生年月日・性別・国籍・電話番号・電子メールアドレス・職業・利用目的・主な利用予定国または地域・カードの暗証番号等の、当社所定の必要事項を登録し、入会を申込みます。ただし、当社F X口座を開設済みの方は、F X会員専用サイトからお申込みいただくこととなります。なお、入会申込人が未成年の場合には、保護者の同意が必要となります。 (2) 入会申込人は、当サービスへの入会申込にあたり、外国為替及び外国貿易法の規制を理解し、利用目的を登録しなければなりません。</p> | <p>第4条（入会申込・審査） (1) 入会申込人は、入会ページまたは申込書において、当規約等に同意の上、入会申込人の氏名・住所・生年月日・性別・国籍・電話番号・電子メールアドレス・職業・利用目的・主な利用予定国または地域・カードの暗証番号等の、当社所定の必要事項を登録し、<u>入会申込人ご自身により</u>入会を申込みます。ただし、当社F X口座を開設済みの方は、F X会員専用サイトからお申込みいただくこととなります。なお、入会申込人が未成年の場合には、保護者の同意が必要となります。 (2) 入会申込人は、当サービスへの入会申込にあたり、<u>当サービスの商品性</u>、外国為替及び外国貿易法の規制を理解し、利用目的を登録しなければなりません。</p> |
| <p>第5条（入金） (7)入金（振込）する際の名義は、<u>必ず本カード名義と同一でなければなりません。</u> (11)会員が、入金したにもかかわらず、所定の時間を経過しても入金完了メールが届かない場合、または入金完了メールやカード会員専用サイトにて閲覧した入金記録が実際の入金額と異なる等の</p> | <p>第5条（入金） (7)入金（振込）する際の名義は、<u>会員名義またはご家族入金サービスで登録した振込人名義と同一である必要があります。</u> (11)会員<u>及びご家族入金サービスの振込人</u>が、入金したにもかかわらず、所定の時間を経過しても入金完了メールが届かない場合、または入金完了メールやカード会員専用サイトにて閲覧した入金記</p> |

| | |
|---|--|
| <p>場合には、会員は、当社まで直ちに連絡するものとします。</p> <p>(13)会員は、第三者に、カード専用振込口座への振込をさせてはなりません。</p> | <p>録が実際の入金額と異なる等の場合には、<u>会員及びご家族入金サービスの振込人</u>は、当社まで直ちに連絡するものとします。</p> <p>(13)<u>会員及びご家族入金サービスの振込人</u>は、第三者に、カード専用振込口座への振込をさせてはなりません。</p> |
| <p>第 15 条（登録事項の変更等）</p> <p>(1)会員は、登録している氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・職業・利用目的等に変更があった場合、カード会員専用サイト等の当社所定の方法で、直ちに変更の届出をするものとします。</p> | <p>第 15 条（登録事項の変更等）</p> <p>(1)会員は、登録している氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス・職業・利用目的・<u>ご家族入金サービスの振込人情報</u>等に変更があった場合、カード会員専用サイト等の当社所定の方法で、直ちに変更の届出をするものとします。</p> |
| <p>第 20 条（強制解約・利用停止）</p> <p>③日本国内の居住者で<u>なくなったことを当社にて確認した</u>場合、または不法滞在者であることが判明した場合。</p> | <p>第 20 条（強制解約・利用停止）</p> <p>③日本国内の居住者で<u>なくなる場合または非居住者となった</u>場合、または不法滞在者であることが判明した場合。</p> |